

『年報政治学』の著作権に関する規程

1. 目的

この規程は、『年報政治学』(以下『年報』という。)に掲載されるすべての論文・書評・学界展望・その他の記事(以下「論文等」という。)の著作権について必要な事項を定める。

2. 利用の許諾

論文等の著作権は、執筆者本人に帰属するものとする。

論文等の著作権者は、著作権法第63条により、日本政治学会に対し、その論文等の複製と公衆送信を許諾するものとする。

3. 論文等の電子化

論文等は、原則として、刊行されてから1年を経過した適切な時期に、電子ファイルとして複製され、公衆送信されるものとする。

4. 他者の著作権侵害の禁止

執筆者は、論文等の執筆に際し、他者の著作物を引用するときは出典を明記し、他者の著作権の侵害、名誉毀損の問題を生じさせてはならない。

他者の著作権を侵害したことに伴う一切の責任は、執筆者本人が負うものとする。

5. 改廃

この規程の改廃は、日本政治学会理事会によって行われるものとする。

附則

この規程は、2015年7月1日より施行する。

(2015年6月6日制定)

(2018年6月30日改定)

※日本政治学会による『年報政治学』一般公開について希望されない執筆者の方は事務局までご連絡ください。

※2018年-II号以前に掲載された論文等については、複製にあたり出版社の許諾が必要となる場合がありますので、事前に出版社および学会大学事務局にご相談ください。